

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和6年4月）	改正後（令和7年2月）	備考欄
<p>《P.4》</p> <p>1-1-14 設計図書の変更</p> <p>7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行</p> <p>(1) 受注者は、総価契約による屋外工事において、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。</p> <p>(2) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。</p> <p>(3) 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期</p> <p>(5) 受注者は、真夏日の計測結果の資料、及び真夏日率の算出結果とその根拠となる真夏日・工事着手日・工事完成日・年末年始や夏季休暇・工場製作のみの期間・工事全体を一時中止している期間・休工日が確認できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p> <p>《P.20》</p> <p>1-1-44 現場代理人の取扱い</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p> <p>(2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。</p>	<p>《P.4》</p> <p>1-1-14 設計図書の変更</p> <p>7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行</p> <p><u>受注者は、主たる工種が屋外作業である工事（建築工事・建築設備工事を除く。なお、除草・剪定等の工事積算体系の委託役務を含む。）において、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」（以下URL参照）の内容に従い実施すること。</u></p> <p><u>URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/nettyusyo_hosei.html</u></p> <p><u>(1) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。</u> ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。</p> <p><u>(2) 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</u></p> <p><u>(3) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。</u> 真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期</p> <p><u>(4) 受注者は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。</u></p> <p><u>(5) 受注者は、真夏日の計測結果の資料、及び真夏日率の算出結果とその根拠となる真夏日・工事着手日・工事完成日・年末年始や夏季休暇・工場製作のみの期間・工事全体を一時中止している期間・休工日が確認できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、監督職員が真夏日日数を確認後、発注者が現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</u></p> <p>《P.20》</p> <p>1-1-44 現場代理人の取扱い</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p> <p>(2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。</p>	

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和6年4月）	改正後（令和7年2月）	備考欄
<p>①橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の現場着事後において、工場製作のみを行うこととなった期間。</p> <p>②契約金額が <u>4,000</u> 万円未満の工事。ただし、下記に示すとおり振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事、通行規制等 交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等 については、緩和措置の適用除外とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現道拡幅工事、道路防災工事、落石防止工事、 交差点築造（整備・改良）工事、歩道設置（整備・改良・補修）工事、 舗装改修（補修・復旧）工事、 橋梁補修工事、橋梁附属施設設置工事、 電線共同溝工事、電線類地中化工事、 河川堤防天端整備工事、急傾斜地崩壊防止工事、 災害復旧工事、応急対策（復旧）工事</p> </div> <p>上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。</p> <p>(3)受注者は、常駐義務の緩和措置を受けるにあたり次の各号に掲げる事項を現場代理人に遵守させなければならない。</p> <p>①監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が取れること。</p> <p>②契約金額が <u>4,000</u> 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間については、現場代理人は1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務に当たること。</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。</p>	<p>①橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の現場着事後において、工場製作のみを行うこととなった期間。</p> <p>②契約金額が <u>4,500</u> 万円未満の工事。ただし、下記に示すとおり振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事、通行規制等 交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等 については、緩和措置の適用除外とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現道拡幅工事、道路防災工事、落石防止工事、 交差点築造（整備・改良）工事、歩道設置（整備・改良・補修）工事、 舗装改修（補修・復旧）工事、 橋梁補修工事、橋梁附属施設設置工事、 電線共同溝工事、電線類地中化工事、 河川堤防天端整備工事、急傾斜地崩壊防止工事、 災害復旧工事、応急対策（復旧）工事</p> </div> <p>上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。</p> <p>(3)受注者は、常駐義務の緩和措置を受けるにあたり次の各号に掲げる事項を現場代理人に遵守させなければならない。</p> <p>①監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が取れること。</p> <p>②契約金額が <u>4,500</u> 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間については、現場代理人は1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務に当たること。</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は雇用関係証明書類によることとする。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">※健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、有効期限前のものに限る、令和7年12月1日まで、その他雇用関係を証明できる書類として認めます。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。</p>	<p>建設業法施行令の一部改正（令和7年2月1日施行）に伴う変更。</p>

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和6年4月）	改正後（令和7年2月）	備考欄																									
<p style="text-align: center;">雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認書類</th> <th style="width: 15%;">根拠</th> <th style="width: 15%;">所有者</th> <th style="width: 15%;">作成者</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) 労働基準法に基づく賃金台帳 (5) 後期高齢者医療被保険者証 (6) その他証明できるもの 	確認書類	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">書類</th> <th style="width: 50%;">マスキング項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>・保険者番号 ・被保険者等記号・番号</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>・被保険者整理番号 ・基礎年金番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※雇用関係証明書類にQRコードがある場合は、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても同様にマスキングを施してください。</p> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) その他証明できるもの <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。</p> <p>《P. 22》</p> <p>1-1-45 配置技術者の取扱い</p> <p>2 配置技術者の雇用確認</p> <p style="text-align: center;"><u>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は以下によることとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（3ヶ月以上の雇用関係を確認できない場合は、雇用関係証明書類）</u></p> <p>※3ヶ月以上の雇用関係は入札公告で求めた場合に確認する。</p> <p>※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。</p> <p>※健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、有効期限前のものに限って、令和7年12月1日まで、その他雇用関係を証明できる書類として認めます。</p> <p>※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。</p>	書類	マスキング項目	健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号	
確認書類	根拠	所有者	作成者	備考																							
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																							
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																							
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																							
書類	マスキング項目																										
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号																										
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号																										

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和6年4月）	改正後（令和7年2月）	備考欄																													
<p>雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認書類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">根 拠</th> <th style="width: 15%;">所有者</th> <th style="width: 15%;">作成者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として認定される</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) 労働基準法に基づく賃金台帳 (5) 後期高齢者医療被保険者証 (6) その他証明できるもの <p>3. その他</p> <p>その他ここに定めのない事項は、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。</p> <p>《P.43》</p> <p>1－3 配置技術者</p> <p>3. 特例監理技術者の取扱い</p> <p>建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置についての取扱いは、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 以下のいずれかに該当する工事は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。 2) 大規模工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事 3) 監理技術者の実績を求める工事等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※ 	確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として認定される	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">書類</th> <th style="width: 50%;">マスキング項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※雇用関係証明書類にQRコードがある場合は、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても同様にマスキングを施してください。</p> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) その他証明できるもの <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。</p> <p>3. その他</p> <p>その他ここに定めのない事項は、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。</p> <p>【国土交通省 ガイドライン・マニュアル 監理技術者制度運用マニュアルのHPリンク： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html】</p> <p>《P.43》</p> <p>1－3 配置技術者</p> <p>3. <u>専任</u>特例の監理技術者の取扱い</p> <p>建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける<u>専任特例1号</u>および<u>専任特例2号</u>の監理技術者（以下、「<u>専任</u>特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置についての取扱いは、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 以下のいずれかに該当する工事は、<u>専任</u>特例監理技術者の配置を認めないものとする。 2) 大規模工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事 	書類	マスキング項目	健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号	<p>建設業法施行令の一部改正（令和6年12月13日施行）に伴う変更。</p>
確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																										
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																										
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																										
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として認定される																										
書類	マスキング項目																														
健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号																														
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号																														

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和6年4月）	改正後（令和7年2月）	備考欄
<p>・総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※ ※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く なお、特例監理技術者の配置が可能な工事か否かについては、入札公告による。</p> <p>4) 特例監理技術者を配置する場合には、次の条件を全て満たさなければならない。</p> <p><u>① 監理技術者補佐を専任で配置すること。</u></p> <p><u>② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</u></p> <p><u>③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u></p> <p><u>④ 同一の特例監理技術者が適配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。</u></p> <p>⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪府発注の工事には限らない。</p> <p><u>⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</u></p> <p><u>⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</u></p> <p><u>⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</u></p> <p>⑨ 維持工事の場合において、特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。</p> <p>※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。</p> <p><u>⑩ 受注者が特例監理技術者を配置する場合には、「特例監理技術者の配置に関する届出書」（別添様式）に必要な書類を添付して提出すること。</u></p> <p><u>⑪ 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。</u></p> <p><u>⑫ 入札参加資格において監理技術者に実績等を求めた場合や、総合評価落札方式等において監理技術者の実績等が評価を受けた場合、監理技術者補佐は当該監理技術者と同等以上の実績等を有する者であること。また、監理技術者補佐の実績等を評価するために必要な資料を提出すること。</u></p>	<p>3) 監理技術者の実績を求める工事等</p> <p>・入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※ ・総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※ ※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く なお、<u>専任</u>特例監理技術者の配置が可能な工事か否かについては、入札公告による。</p> <p>4) <u>専任</u>特例監理技術者を配置する場合には、<u>監理技術者制度運用マニュアルに規定されている条件かつ下記の2点</u>を満たさなければならない。</p> <p><u>【国土交通省 ガイドライン・マニュアル 監理技術者制度運用マニュアルのHPリンク： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html】</u></p> <p><u>① 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪府発注の工事には限らない。</u></p> <p><u>② 維持工事の場合において、特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。</u></p> <p><u>※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。</u></p>	